

日吉ダム湖面利用計画

平成16年 4月

日吉ダム水源地域ビジョン連絡会

本湖面利用計画は、地域の振興と活性化に資するため、日吉ダム湖の湖面利用の実施にあたり適正な利用を促進するものであり、環境に優しい湖面利用を行うために管理者並びに利用者双方に望ましいルールを定め、利用者の遵守を求めていくものである。

1. 湖面の定義

本湖面利用計画の対象となる湖面は天若湖と世木ダム湖からなり、日吉ダムから宇津峡大橋の間で道路（林道を含む）の湖側の路肩から湖側をいう。（添付図参照）

2. 湖面利用の促進

湖面利用に関する企画、推進については次のとおりとする。

2 - 1 イベント等の企画

湖面における清掃活動、及び学習会等の企画を行うものとする。

2 - 2 地域交流の促進

日吉ダム建設に伴う移転者及び地域住民との交流を図るほか、淀川全域にかかる市民団体との交流を図るものとする。

2 - 3 学習会等の利用

ボート、カヌー、ヨットの各教室、障害者のアウトドア体験、野鳥観察、昆虫採集、釣り講習会等を促進する。

2 - 4 イベント・ボランティア活動への参加

模型ボート大会、釣り大会等のイベントや、ボランティア活動へ参加するものとする。

3. 環境保全

3 - 1 水質の保全

水質事故等の発生を未然に防止するために船舶の利用を制限する。

3 - 2 ゴミ投棄等の規制

ダム湖周辺では、ゴミかごを置かずに持ち帰りを原則とする。

4. 湖面利用の対象

本湖面利用計画の対象となるものは当面次のとおりとし、変更の必要が生じた場合は日吉ダム水源地域ビジョン連絡会（以下「連絡会」という）に諮り決定するものとする。

4 - 1 この計画により利用ルールを定めるもの。

天若湖

釣り、ボート、カヌー、ヨット、生態観察とする。

世木ダム湖

釣り、ボート、カヌー、生態観察とする。

4 - 2 この計画の利用ルールの対象外とし自由使用とするもの。

散歩及びハイキング、ジョギング等とする。

4 - 3 この計画の利用ルールにかかわらず禁止するもの

エンジン（燃料使用）付きボート、ジェットスキー、遊泳、キャンプ、焚き火とする。

ただし、遊泳とキャンプは一部区間を除くものとする。（添付図参照）

5 . 湖面利用のルール等

5 - 1 利用禁止区域

日吉ダムでは、危険防止の観点から次の水域を航行禁止区域、及び立ち入り禁止区域並びに禁漁区に設定しているため、湖面利用についても同区域を利用禁止区域とする。（添付図参照）

利用禁止区域
日吉ダムの上流 500 m（網場まで）
世木ダムの上流 200 m（網場まで）、下流 100 m の区間

5 - 2 利用期間及び利用時間

原則的には下記のとおりとするが、下記以外の利用については水資源機構日吉ダム管理所に問い合わせるものとする。

（1）利用期間

天若湖

ボート関係及び釣り関係は3月から11月の間、生態観察は年間をととして利用できるものとするが、日吉ダムにおいて防災体制に入っている時、洪水期から非洪水期への水位移行時及び気象条件その他の理由により、急激な水位の変動が予想される時、並びにダム管理に支障をきたすと思われる時は利用できないものとする。

世木ダム湖

ボート関係は3月から11月、釣り関係及び生態観察は年間を通して利用できるものとするが、日吉ダムにおいて防災体制に入っている時、及び気象条件その他の理由により急激な水位の変動が予想される時、並びにダム管理に支障をきたすと思われる時は利用できないものとする。

(2) 利用時間

天若湖及び世木ダム湖ともに、原則として日の出から日没までとする。

5 - 3 湖面利用のゾーン

天若湖

湖面利用の対象毎のゾーン分けは使用場所が異なるため、特にゾーン分けはしないが、利用者が譲りあいながらトラブルにならないよう利用するものとし、原則としてボート関係は湖面の中央部、釣り関係は岸辺側を利用するものとする。

世木ダム湖

湖面が狭いためゾーン分けができないので、利用者が譲りあいながらトラブルにならないよう利用するものとする。

5 - 4 湖面利用の進入路

天若湖

- (1) ボート関係の進入路は、世木林ゲートを使用するものとする。
- (2) 釣り関係の進入路は、大堰川漁業協同組合の進入路、イビキ谷ゲート、世木林ゲート、及び小倉谷ゲートを使用するものとする。

世木ダム湖

湛水区域のボート関係及び釣り関係の進入路は、原則として釣りデッキへの進入路を使用するものとし、その他は自由使用とする。

5 - 5 湖面利用の申込及び受付

ボート関係

天若湖（利用期間：3月～11月）

平日の受付は水資源機構日吉ダム管理所とし、土曜日、日曜日、祝日の受付は大堰川漁業協同組合とする。

世木ダム湖（利用期間：3月～11月）

全期間をとおして受付は水資源機構日吉ダム管理所とする。
ただし、利用の受付は平日とする。

釣り関係

天若湖（利用期間：3月～11月）

水曜日を除く平日、及び土曜日、日曜日、祝日の全ての受付は大堰川漁業協同

組合とし、営業期間以外は受付ないものとする。

世木ダム湖（利用期間：1月～12月）

平日、及び土曜日、日曜日、祝日の全ての受付は上桂川漁業協同組合とする。

6 . 安全管理

事故が発生した場合は速やかに対応できるよう連絡体制を確立する。

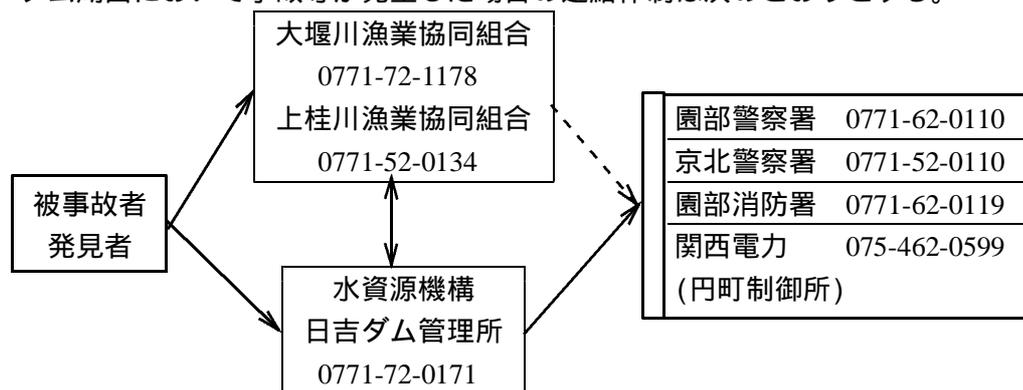
ただし、事故等が発生した場合、その処理は利用者の自己責任において処理するものとする。

6 - 1 事故等の防止

事故等を未然に防止するため、ボート等の使用にはライフジャケットの着用を義務づける。

6 - 2 事故発生時の連絡体制

ダム湖面において事故等が発生した場合の連絡体制は次のとおりとする。



7 . 利用者への周知

本湖面利用のルールを一般利用者に知らせるため、看板の製作・設置を行うとともに配布用としてパンフレット等を作成するものとする。

8 . 湖面利用計画の検証

必要に応じ連絡会において適正な湖面利用の状況について確認を行い、計画の見直しの可否について検討する。

以上。